

審査品質管理小委員会報告書（平成28年度）  
（案）

平成29年3月

産業構造審議会 知的財産分科会

審査品質管理小委員会

## はじめに

本小委員会は、特許庁における特許・意匠・商標の審査に関し、品質管理のポリシーや、必要なマニュアル等、品質管理の方針や手続が適切に整備されているか、品質管理体制が適切に整えられているか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかなどの、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、平成 26 年 8 月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

我が国企業の事業・研究活動のグローバル化に伴い、我が国特許庁による審査の結果が海外においても通用し、諸外国において円滑に権利化が図られることが求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止することも求められている。これらの要請に応えるには、権利を設定するために行われる審査について、その質の維持・向上が欠かせない。

このような状況を受け、我が国特許庁は、平成 26 年度に、「強く・広く・役に立つ権利設定」などを謳った「品質ポリシー」を策定・公表し、これに基づく審査を行うための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築してきた。そして、この品質管理システムを機能させ、審査の質の維持・向上を実現するには、審査の質に係る特許庁内部の取組としてのいわゆる P D C A サイクルを適切に回し、継続的に改善を行うことが肝要である。

本小委員会は、このような特許庁内部の取組に、客観的な評価や改善提言を反映させることによって、国際的に見ても先進的な品質管理を実現すべく、昨年度策定した審査の品質管理の評価項目及び評価基準に基づいて、今年度の特許庁の品質管理の実施体制及び実施状況について検証・評価し、その改善点についての検討を行った。

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会  
開催経緯

第 1 回小委員会 平成 28 年 12 月 16 日

議事 品質管理に関する取組の実施状況について  
評価項目・評価基準に基づく中間評価について  
中間評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について

第 2 回小委員会 平成 29 年 3 月 27 日

議事 品質管理に関する取組の実施状況について  
評価項目・評価基準に基づく評価について  
評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について  
平成 28 年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会  
委員名簿

|     |    |     |                       |
|-----|----|-----|-----------------------|
| 委員長 | 相澤 | 英孝  | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授    |
|     | 浅見 | 節子  | 東京理科大学大学院イノベーション研究科教授 |
|     | 飯村 | 敏明  | ユアサハラ法律特許事務所弁護士       |
|     | 井上 | 渉   | 日刊工業新聞社編集局経済部長        |
|     | 小原 | 寿美子 | 伊東国際特許事務所弁理士          |
|     | 古城 | 春実  | 桜坂法律事務所弁護士            |
|     | 近藤 | 健治  | 日本知的財産協会理事長           |
|     | 長澤 | 健一  | 日本国際知的財産保護協会会長        |
|     | 中條 | 武志  | 日本品質管理学会顧問・中央大学教授     |
|     | 本多 | 敬子  | 本多国際特許事務所弁理士          |
|     | 渡邊 | 知子  | 渡邊知子国際特許事務所弁理士        |
|     |    |     |                       |

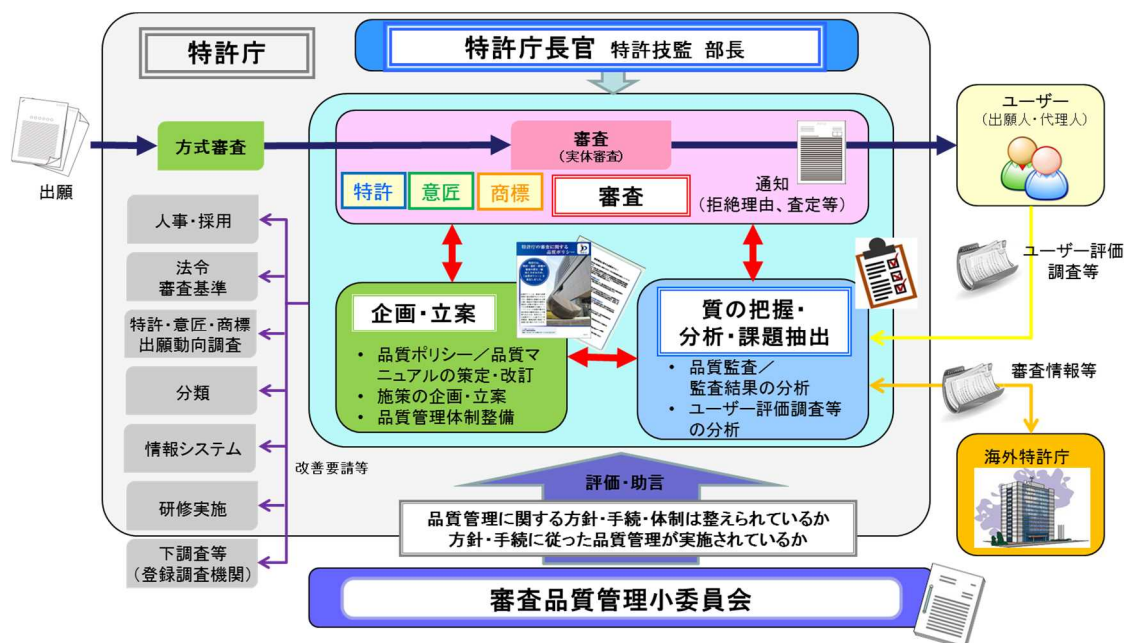
(敬称略，五十音順)

## 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ．審査品質管理の取組状況.....                  | 1  |
| 1．特許.....                          | 2  |
| 2．意匠.....                          | 7  |
| 3．商標.....                          | 12 |
| ．品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果 .....      | 18 |
| 1．特許.....                          | 20 |
| 2．意匠..... エラー! ブックマークが定義されていません。   |    |
| 3．商標.....                          | 27 |
| ．品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言 .....      | 30 |
| 1．特許.....                          | 30 |
| 2．意匠.....                          | 31 |
| 3．商標.....                          | 32 |
| ．むすび.....                          | 34 |
| ( 参考 1 ) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準..... | 1  |

## ・ 審査品質管理の取組状況

特許庁では、以下に図示するような品質管理システムを構築し、品質管理を行っている。

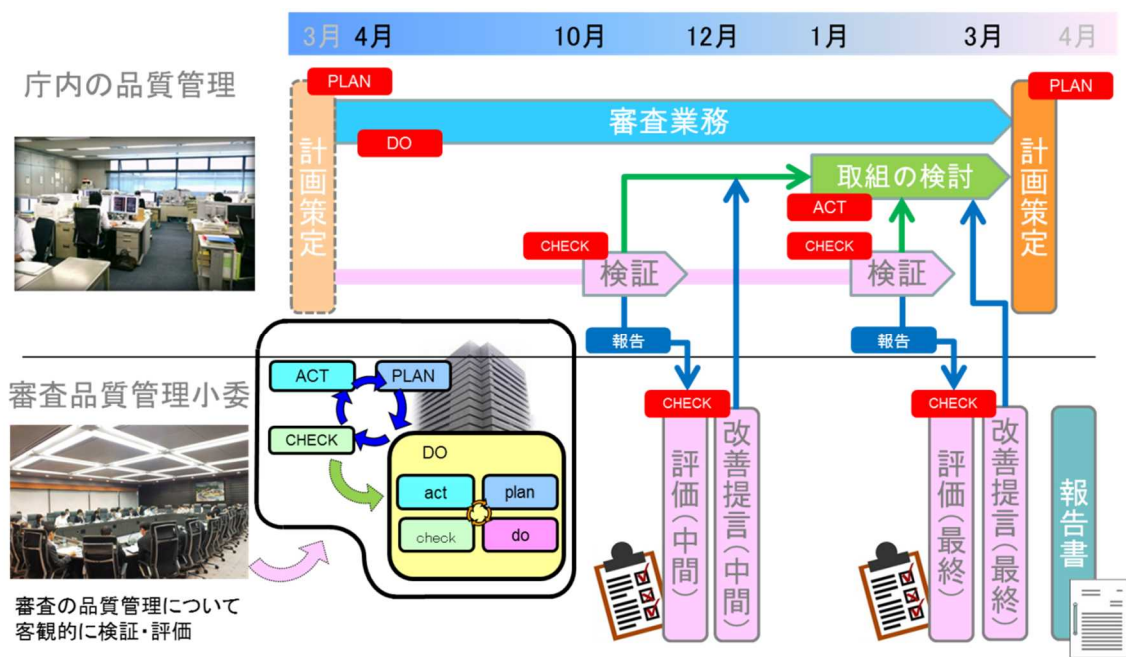


特許庁の品質管理システムの全体像

この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。そして、実体審査を行う審査部門、品質管理施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで品質管理を行っている。

本小委員会は、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

下図に示すように、特許庁はその内部で自らPDCAを回して、審査の質の継続的改善を行っている。その一方で、本小委員会は特許庁における品質管理の実施体制及び実施状況について評価や改善提言を行い、これを特許庁内のPDCAサイクルに反映することを通じて、審査の質の向上に寄与するという役割を有している。



庁内の品質管理と審査品質管理小委員会との関係

なお、特許庁の品質管理システムを文書化したものとして、「品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」が特許、意匠、商標の各審査の品質管理について作成され、特許庁のホームページにおいて公表されている。

このような品質管理システムの下、特許庁が平成 28 年度に審査の質の維持・向上、そして審査の質の的確な把握のために行った主要な取組とその結果は以下のとおりである。

## 1. 特許

### (1) 審査の質の向上及び品質検証のための取組の充実

●品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要である。

そこで、ユーザー評価調査及びユーザーとの意見交換の内容等の充実とともに、審査の質に関する意見受付窓口に寄せられた意見も活用され、ユーザーの声が品質管理施策に反映された。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「幅広いニーズや期待に応える」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 過去 4 年間の調査との連続性を維持しつつ回答負担を低減し、かつ、ユーザーニーズをよりの確に把握するための必要な修正が加えられた調査票を使用して平成 28 年度のユーザー評価調査が実施された。
- ✓ 業界動向及びユーザーニーズを把握するべく、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、各業界の団体等と意見交換が実施された。

その結果、平成 28 年度のユーザー評価調査では、使用した 4 種類の調査票全てにおいて、回答率が昨年度比で改善した。また、平成 28 年度のユーザー評価調査では、国内出願、PCT 出願における審査の質全般に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

●特許出願の審査を行う上で、先行技術調査は重要な業務の一つであり、調査能力の向上が必要である。そこで、外国文献等の調査にあたっての利便性向上が図られるとともに、調査ノウハウの蓄積・共有がなされ、さらに平成 27 年度に開始された特許異議の申立てから把握された課題等を踏まえて、先行技術調査の一層の充実がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「強く・広く・役に立つ特許権を設定する」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 通常、協議を行うことによりサーチ範囲等が合理的になるところ、サーチに重点を置いた協議の回数について、審査官 1 人あたり昨年度半期 1 回であったところが半期 3 回に増加された。
- ✓ 異議申立て案件等の審理結果が審査部にフィードバックされ、担当審査官等による要因分析が行われ、必要に応じて審査部内で情報共有等がなされた。

その結果、平成 28 年度のユーザー評価調査では、国内出願における外国特許文献の調査に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。また、PCT 出願における外国特許文献の調査に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価は昨年度と同程度であったものの、5 段階評価の 2 段階以下の評価が減少した。

●審査の質を向上させるためには、各審査官が平成 27 年度に改訂された「特許・実用新案審査基準」に基づく審査を着実に実施する必要がある。そこで、改訂審査基準における特許要件や記載要件等の判断において、意見交換や知識共有を行うことによる、審査官協議の充実がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「強く・広く・役に立つ特許権を設定する」及び「全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組む」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 改訂後の審査基準等に基づく審査を着実に実施するため、審査官による協議の充実がなされた。具体的には、物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合の判断等、改訂審査基準等の適用に特に注意を要する案件についての協議の充実がなされた。

その結果、平成 28 年度におけるユーザー評価調査では、プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する判断内容も含まれる「明細書・特許請求の範囲の記載要件」の満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

● 審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要である。そこで、品質管理部門による適切な品質監査を行うための基盤を整備する等の、品質監査の充実がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「継続的な業務改善」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 品質監査結果の審査部の管理職への提供方法が改良された。
- ✓ 現状（平成 29 年 3 月時点）国内案件については、抽出回数に上限はあるものの自由度の高い案件抽出が実現できているが、PCT 出願については、システム上の制約から自由度の高い案件抽出は実現できていないところ、抽出回数に制限のない自由度の高い案件抽出を可能な新システムを平成 29 年度より利用可能とするための準備がなされた。

その結果、審査部の管理職が毎日更新される監査結果情報を入手できるようになり、審査室内での質の取組において、より迅速な対処が可能となった。また、平成 29 年度には、抽出回数に制限のない自由度の高い案件抽出が可能となる見込みである。

● 適切な品質管理を行うためには、PDCA サイクルを有効に機能させることが重要である。そこで、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善に取り組む必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「継続的な業務改善」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」で定めた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との関係の確認がなされた。

その結果、昨年度ユーザー評価調査等で課題として把握された外国特許文献の調査について、対応する取組が実施されたことで、平成28年度のユーザー評価調査では、国内出願における外国特許文献の調査に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。また、PCT出願における外国特許文献の調査に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価は昨年度と同程度であったものの、5段階評価の2段階以下の評価が減少した。

この「外国特許文献の調査」の充実等によって、「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」で定めた品質管理の取組と得られた結果との対比から、PDCAサイクルが有効に機能し、継続的に特許審査の質が改善していることが確認された。

## （2）質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

- 審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせない。そこで、審査の効率性を考慮しつつ、主要国と遜色のない審査実施体制の確保に向け、引き続き必要な数の審査官の確保に不断に努めていく必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「強く・広く・役に立つ特許権を設定する」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 効率的かつ適切な特許審査を行うための審査実施体制を確保した。

その結果、恒常審査官や任期付審査官の増員が進められ、39名の恒常審査官と104名の任期付審査官を採用された。

- 審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせない。そこで、引き続き必要な人員体制の確保に努めつつ、品質監査を行うための基盤整備等、品質管理体制の更なる充実に努めていく必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「継続的な業務改善」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 品質監査案件の適時適切な抽出が行われ、品質監査が実施された。
- ✓ 平成 29 年度までに自由度が高い効率的な案件抽出システムが実現される見込みである。

その結果、平成 28 年度中に 94 名の品質管理官によって 6 種の起案種別毎に 400～600 件程度（計 3200 件程度）の品質監査が実施される見込みである。

- 審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせない。そこで、審査官等に対する研修・説明会等の実施を通じて、品質管理に関する理解の促進がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「強く・広く・役に立つ特許権を設定する」、「職員の知識・能力を向上させる」、及び、「全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組む」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 審査官の品質管理に関する理解を深めるため、審査長単位で期間を定めて行う集中的な討論会や、審査官を育成するための研修（前期研修、後期研修等）において、特許審査の品質管理に関する講義が実施された。

その結果、平成 28 年度ユーザー評価調査において、「判断の均質性について」、「審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）」等に対する評価において、5 段階評価の 4 以上の評価が昨年度比で増加した。

### （３）審査の質向上に関する取組の情報発信

- 企業のグローバル活動を支援するには、日本国特許庁の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築する必要がある。そこで、日本国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議等を通じて新興国を含む海外の特許庁に積極的な情報発信がなされるとともに、海外の特許庁との協力関係が構築され、審査の質に関する取組の情報収集がなされる必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「国際的な特許審査の質の向上に貢献する」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 国際会議等を通じて、日本国特許庁の審査に対する信頼感の醸成と新興国を含む海外特許庁への質の高い審査の普及が図られた。

- ✓ 日本国特許庁の審査官が欧州特許庁、米国特許商標庁に中長期間派遣され、日本国特許庁の品質監査等の品質管理手法が発信されるとともに、先方の品質管理手法に関する情報収集が行われた。
- ✓ インドやタイの新人審査官研修に講師として日本国特許庁の審査官が派遣されて指導を行うなど、インド・ASEAN 諸国の職員に対する研修が実施された。

その結果、「高品質で信頼性の高い審査結果の提供」等の取組を掲げた五庁共同声明 2016（東京声明）が合意にいたった。また、五庁間で互いの品質管理システムに関する共通認識が持たれた。そして、欧州特許庁、米国特許商標庁と、互いの品質監査手法に関する共通認識が持たれた。さらに、日本国の企業が多く進出する国の知財庁の審査実務能力向上への寄与と、日本国特許庁の審査実務の普及が図られた。

## 2．意匠

### （１）審査の質の向上及び品質検証のための取組の充実

- 品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要である。

そこで、ユーザー評価調査及びユーザーとの意見交換の内容等の充実とともに、審査の質に関する意見受付窓口に寄せられた意見も活用され、ユーザーの声が品質管理施策に反映された。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「幅広いニーズや期待に応える」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 昨年度の調査との連続性を維持しつつ回答負担を低減し、かつ、ユーザーニーズをよりの確に把握するために必要な修正が加えられた調査票を使用して、平成 28 年度のユーザー評価調査が実施された。
- ✓ 業界動向及びユーザーニーズを把握するべく、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、各業界の団体等と意見交換が実施された。

その結果、平成 28 年度のユーザー評価調査では、使用した 2 種類の調査票全てにおいて、回答率が昨年度比で改善した。また、審査の質全般に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

●意匠出願の審査を行う上で、先行意匠調査は重要な業務の一つであり、調査能力の向上が必要である。そこで、意匠審査基準の改訂が行われた画像を含む意匠等の調査にあたっての利便性の向上が図られるとともに、調査ノウハウの蓄積・共有等、先行意匠調査のより一層の充実がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「強く・広く・役に立つ意匠権を設定する」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 意匠出願の審査において、先行意匠調査に関する調査ノウハウの蓄積・共有が行われると共に、サーチ範囲が通知書に記載され、登録査定書とともに送付する運用が開始された。

その結果、平成 28 年度のユーザー評価調査では、先行意匠調査に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

●審査の質を向上させるためには、各審査官が平成 27 年度に改訂された「意匠審査基準」に基づく審査を着実に実施する必要がある。そこで、国際意匠登録出願の審査において、意見交換や知識共有が行われることによる、審査官協議の充実がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「強く・広く・役に立つ意匠権を設定する」及び「全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組む」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 改訂後の審査基準等に基づく審査を着実に実施するため、審査官による国際意匠登録出願全件に対する協議の充実がなされた。
- ✓ 今年度意匠審査基準ワーキンググループが開催され、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化、願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱いについての検討を経て、新たな意匠審査基準案の作成等が行われた。
- ✓ 国際意匠登録出願に対する審査システムの新たな開発が行われたことで、ペーパーレス化および、審査の更なる安定運用が可能となった。

その結果、国際意匠登録出願に対する審査官間での知識の共有や判断の妥当性が確認された。

●審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要である。そこで、品質管理部門による適切な品質監査を行うための基盤を整備する等の品

質監査の充実がなされた。さらに、国際意匠登録出願の審査の際の協議の内容を踏まえ、品質監査の観点等の検討がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「継続的な業務改善」という基本原則に従った審査業務の遂行するために、以下の取組が実施された。

- ✓ サーチに関する品質監査の検証方法の見直しが行われた。
- ✓ 現状（平成 29 年 3 月時点）品質監査のシステム化は実現できていないところ、監査対象案件の抽出条件の詳細な設定機能を有する新システムを平成 29 年度より利用可能とするための準備がなされた。

その結果、審査に関するサーチ範囲が適切であるかどうかの確認が出来るようになった。また、平成 29 年度は、品質監査のシステムを利用することで、全ての監査対象案件について、出願人への発送前のタイミングで品質監査の実施が可能となり、品質監査の更なる効率化がなされる見込みである。

●適切な品質管理を行うためには、PDCA サイクルを有効に機能させることが重要である。そこで、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善に取り組む必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「継続的な業務改善」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成 28 年度）」で定められた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との関係の確認がなされた。

その結果、国際意匠登録出願全件に対する審査官協議を行うことによる知識の共有および蓄積が行われ、また、サーチ範囲を通知書に記載して登録査定書とともに送付する運用が開始され、ユーザーに対する先行意匠調査結果のフィードバック体制が強化されたこと、そして出願人に対し積極的にコミュニケーションがなされることにより、平成 28 年度のユーザー評価調査では、意匠審査の質に関する印象変化に関し、意匠審査全体の質の変化、先行意匠調査、コミュニケーションに関する「良くなっている」の評価がその他の項目に対し、改善が進んでいるとの評価を受けた。

さらに、平成 28 年度のユーザー評価調査では、先行意匠調査に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が増加した。

これらから、「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成 28 年度）」で定められた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との対比

から、PDCA サイクルが有効に機能し、継続的に意匠審査の質が改善していることが確認された。

## (2) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

- 審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせない。そこで、審査の効率性を考慮しつつ、必要な審査官数の確保に不断に努めていく必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「強く・広く・役に立つ意匠権を設定する」という基本原則に従った審査業務を遂行するために、以下の取組が実施された。

- ✓ 効率的かつ適切な意匠審査を行うための審査実施体制が確保された。

その結果、審査体制の整備・強化のため2名の新任審査官が採用された。また、審査官として長年の経験を積んだ者を継続して審査業務を行えるよう、再任用の道が確保された（平成28年度実績：1名）。

- 審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせない。そこで、品質管理業務の効率化にも考慮しつつ、品質監査を行うための基盤整備等、品質管理体制の更なる充実に努めていく必要がある。

主な取組としては、品質ポリシーに掲げられた「継続的な業務改善」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 品質監査体制・基盤が充実され、より適時適切な品質監査及び審査部への情報提供が実施された。
- ✓ 平成29年度から自由度が高く、効率的な案件抽出システムが利用可能とするための準備がなされた。

その結果、品質管理に関する企画立案体制の強化が図られ、平成28年6月に意匠課に1名の企画調整官が配置された。また、4名の品質管理官により、平成28年度は168件（登録案件約112件、拒絶案件約56件）の品質監査が行われた。さらに、平成29年度は、品質監査のシステムを利用することで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施が可能となり、品質監査の更なる効率化がなされる見込みである。

- 審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせない。そこで、審査官等に対する研修・説明会等が実施され、品質管理に関する理解の促進がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「強く・広く・役に立つ意匠権を設定する」、「職員の知識・能力を向上させる」、及び、「全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組む」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 品質管理についての職員の意識を高めて、ユーザーと審査官とのコミュニケーションに関する満足度を向上させるべく、審査官を育成するための研修において、意匠審査の品質管理に関する講義が実施された。

その結果、審査の質向上のための基礎となる審査官の知識・能力が向上し、また、審査官間の知識共有がなされた。また、平成 28 年度ユーザー評価調査において、「判断の均質性について」、「審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）」等に対する評価において、5 段階評価の 4 以上の評価が昨年度比で増加した。

### （３）審査の質向上に関する取組の情報発信

- 企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築する必要がある。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議等を通じて海外の特許庁に積極的に情報発信が行われるとともに、海外の特許庁と協力関係を構築し、審査の質に関する取組の情報収集がなされる必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「国際的な意匠審査の質の向上に貢献する」という基本原則に従った審査業務が遂行されるために、以下の取組が実施された。

- ✓ 国際会議等を通じて、我が国の審査に対する信頼感の醸成と新興国を含む海外特許庁への質の高い審査の普及が図られた。
- ✓ 意匠五庁会合（ID5）において、我が国特許庁における意匠審査の品質管理の取組が紹介され、海外の特許庁に積極的に情報発信が行われた。
- ✓ ミャンマーの審査官育成研修に我が国特許庁の審査官が講師として派遣された。
- ✓ 日中韓デザインフォーラムにおいて、我が国特許庁における意匠審査の品質管理の取組が紹介され、中韓の特許庁に積極的に情報発信が行われた。

その結果、ID5 及び日中韓デザインフォーラムにおいて、品質管理システムに関して共通の認識が持たれた。また、ミャンマーに対する審査実務能力向上への寄与と日本国特許庁の審査実務の普及が図られた。

### 3．商標

#### （１）審査の質の向上及び品質検証のための取組の充実

●品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要である。

そこで、ユーザー評価調査及びユーザーとの意見交換の内容等の充実とともに、審査の質に関する意見受付窓口に寄せられた意見も活用され、ユーザーの声が品質管理施策に反映された。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「一貫性及び客観性を有する審査を行う」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 過去２年間の調査との連続性を維持しつつ回答負担を低減し、かつ、ユーザーニーズをよりの確に把握するための必要な修正が加えられた調査票を使用して平成 28 年度のユーザー評価調査が実施された。
- ✓ 業界動向及びユーザーニーズを把握するべく、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、各業界の団体等と意見交換が実施された。

その結果、平成 28 年度のユーザー評価調査では、使用した２種類の調査票全てにおいて、回答率が昨年度比で改善した。また、平成 28 年度のユーザー評価調査では、審査の質全般に対する満足度について、５段階評価の４段階以上の評価が昨年度比で増加した。

●商標出願の審査を行う上で、商標の識別性の調査は重要な業務の一つであり、調査能力の向上が必要である。そこで、新しいタイプの商標を含め、調査ノウハウの蓄積・共有を行う等、商標の識別性の調査のより一層の充実がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「一貫性及び客観性を有する審査を行う」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 新しいタイプの商標の審査資料の整備の一環として、実体審査マニュアル（色彩のみからなる商標、音商標、位置商標）の見直しが行われた。
- ✓ 平成 27 年度に異議申立てによって取消決定がなされた案件（49 件）について、審査と審判で判断が異なった要因等の分析が行われ、その分析結果について審査部内で情報共有がなされた。

その結果、平成 28 年度のユーザー評価調査では、「識別性の判断」、「審査官間の均質性」に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

- 商標の類似性の判断は審査の重要な柱の一つであり、最新の取引の実情やビジネス動向に即した審査判断が必要である。そこで、ユーザーや代理人との意見交換の内容等の充実を図ることにより、ユーザーニーズや取引の実情を踏まえ、商標の類似性等の商標審査基準の見直しが図られた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「一貫性及び客観性を有する審査を行う」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 業界動向及びユーザーニーズを把握するべく、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、各業界の団体等と意見交換が実施された。
- ✓ 拒絶査定不服審判において、審査と審判で判断が異なった案件を中心にその要因等の分析が行われ、審査及び審判部門とで意見交換が行われ、新たに取り決められた処理方針等について審査部内で情報共有がなされた。

その結果、平成 28 年度のユーザー評価調査では、「類似性の判断」に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

- 審査の質を向上させるためには、各審査官が平成 27 年度に改訂された「商標審査基準」に基づく審査を着実に実施する必要がある。そこで、商標の識別性等の判断において、新しいタイプの商標を含め、意見交換や知識共有を行うことにより、審査官協議の充実が図られた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「一貫性及び客観性を有する審査を行う」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 商標審査基準の全面的な見直しを行うため、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会に設置された商標審査基準ワーキンググループにおいて審議が行われ、本年 3 月に改定審査基準が取り纏められた。
- ✓ 商標の識別性の調査の効率化を図るべく、全審査室間での協議メモを収集・共有する仕組みが設けられた。

その結果、平成 28 年度のユーザー評価調査では、「基準・便覧との均質性」及び「識別性の判断」に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

● 審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要である。そこで、品質管理部門による適切な品質監査を行うための基盤を整備する等の、品質監査の充実がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「継続的な業務改善」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 品質監査の充実を通じて、適切に質が把握され、改善に役立てられた。なお、品質監査について、昨年度は一定の期間（3ヶ月）を設定して品質監査を実施していたものを、平成28年6月より通年における品質監査の実施に運用の変更が行われた。
- ✓ 現状（平成29年3月時点）品質監査のシステム化は実現されていないところ、監査対象案件の抽出条件の詳細な設定機能を有する新システムを平成29年度より利用可能とするための準備がなされた。

その結果、品質監査の実施方法を変更したことにより、品質監査の結果の透明性、信頼性が高められた。また、平成29年度は、品質監査のシステム化を行うことで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施が可能となるほか、品質監査の更なる効率化が図れる見込みである。

● 適切な品質管理を行うためには、PDCAサイクルを有効に機能させることが重要である。そこで、PDCAサイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善に取り組む必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「継続的な業務改善」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」で定めた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との関係の確認がなされた。

その結果、「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」で定めた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との対比から、PDCAサイクルが有効に機能し、継続的に商標審査の質が改善していることが確認された。また、平成28年度のユーザー評価調査では、審査の質全般に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。さらに、平成28年度品質監査において不適合の割合が低下した。

( 2 ) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

● 審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせない。そこで、新しいタイプの商標の審査を含め、効率的かつ適切な商標審査を可能とする審査実施体制の確保に向け、必要な数の審査官の確保に不断に努めていく必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化に貢献」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 効率的かつ適切な商標審査を行うための審査体制の整備として、8 名の新任審査官が採用された。
- ✓ 審査官として長年の経験を積んだ者を継続して審査業務を行えるよう、再任用の道が確保された（今年度実績：15 名）
- ✓ 新しいタイプの商標の審査処理を促進すべく、引き続き、専任の審査チーム体制の編成が行われた。
- ✓ 商標出願件数は増加傾向にある中、現在の審査の品質を維持しつつ、着実に審査処理を行うとともに、更なる早期権利付与を希望する者に対しては、早期審査制度の活用を可能とすべく、その対象の拡大が行われた。

その結果、平成 28 年度のユーザー評価調査では、審査の質全般に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。また、平成 28 年度のユーザー評価調査では、「審査の適時性（審査処理期間）」に対する満足度について、9 割以上のユーザーから、現状に満足、あるいは、問題なしとの評価が得られた。

● 審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせない。そこで、品質管理専門部署の設置等を行い、品質管理体制の更なる充実に努めていく必要がある。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「継続的な業務改善」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 品質管理に関する企画立案体制の強化を図るべく、審査の品質管理について客観的かつ一元的に管理を行うため、平成 28 年 4 月に商標課に品質管理班が設置された。
- ✓ 品質監査案件の適時適切な抽出が行われ、品質監査が実施された。
- ✓ 平成 29 年度までに自由度が高い効率的な案件抽出システムが実現される見込みである。

その結果、品質管理の組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの役割を明確に分離したことにより、より効率的・効果的に品質管理を行うことができる組織体制・人員配置が確立された。また、10名の品質管理官に産業分野毎に案件が割り振られ、合計3,000件程度（登録案件約1,000件、拒絶案件約2,000件）の品質監査が実施された。さらに、平成29年度は、品質監査のシステム化を行うことで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施が可能となるほか、品質監査の更なる効率化が図られる見込みである。

- 審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせない。そこで、審査官等に対する研修・説明会等の実施を通じて、品質管理に関する理解の促進がなされた。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「職員の知識・能力を向上させる」、「一貫性及び客観性を有する審査を行う」、「出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図る」及び「ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化に貢献する」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 審査官の品質管理に関する理解を深めるために、審査官を育成するための研修（前期研修、後期研修等）において、商標審査の品質管理に関する講義が実施された。
- ✓ 品質監査の充実を通じて、適切に質が把握され、改善に役立てられた。

その結果、平成28年度におけるユーザー評価調査において、「判断の均質性について」、「電話・FAX対応」、「面接対応」等に対する評価において、5段階評価の4以上の評価が昨年度比で増加した。

### （３）審査の質向上に関する取組の情報発信

- 日本国特許庁における審査の品質管理の取組に対する理解やプレゼンスの向上を図るためには、新興国を含む海外の特許庁に向けても適切な情報発信がなされている必要がある。そこで、日本国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議等を通じて新興国を含む海外の特許庁に積極的な情報発信がなされるとともに、海外の特許庁との協力関係が構築され、審査の質に関する取組の情報収集がなされることにより、国際的な商標審査の質の向上に貢献することが必要である。

主な取組として、品質ポリシーに掲げられた「国内外の関係者と積極的に情報を共有し、審査の質の向上に取り組む」という基本原則に従った審査業務の遂行のために、以下の取組が実施された。

- ✓ 国際会議等を通じて、日本国特許庁の審査に対する信頼感の醸成と新興国を含む海外特許庁への質の高い審査の普及が図られた。
- ✓ 国際商標協会（INTA）年次会合において、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、新興国を含む海外の特許庁に積極的な情報発信がなされた。
- ✓ 商標五庁会合（TM5）において、日本国特許庁より品質管理を取り扱うプロジェクトの提案が行われ、今後、五庁における品質管理施策の情報共有を図ることで合意がなされた。
- ✓ 日台審査官交流・専門家派遣、その他研修生受入れ（コロンビア、フィリピン、インド、カザフスタン、メキシコ等）において、日本国特許庁における審査の品質管理の取組が紹介され、各庁の品質管理施策について議論が行われた。

その結果、国際商標協会（INTA）年次会合において、日本国特許庁における審査の品質管理の取組が紹介され、新興国を含む海外の特許庁に積極的な情報発信がなされたことにより、互いの品質管理システムに関する共通認識が持たれた。また、商標五庁会合（TM5）において、日本国特許庁より品質管理を取り扱うプロジェクトの提案が行われ、今後、五庁における品質管理施策の情報共有を図ることが合意されたことにより、互いの品質管理システムに関する共通認識が持たれる見込みである。さらに、日台審査官交流・専門家派遣、その他研修生受入れ（コロンビア、フィリピン、インド、カザフスタン、メキシコ等）において、日本国特許庁における審査の品質管理の取組が紹介され、各庁の品質管理施策について議論が行われたことにより、互いの品質管理システムに関する共通認識が持たれた。

## ・品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

評価は、本小委員会が昨年度に策定した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」(巻末の参考1を参照)に基づいて行った。

各評価項目における評価基準については、その達成度が適切に評価でき、かつ、必要以上に複雑にならないよう、4段階の評価基準(「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」)を採用している。また、特許、意匠、商標とも審査プロセスは共通であることから、その達成段階を測る評価基準として、共通のものとしている。

そして、各評価基準においては、それぞれの評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、各段階において達成すべき行動、状況等について、具体的に設定している。

特に、評価項目「及び」については、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」ことのみではなく、「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に、「極めて良好」と評価する。

また、評価項目「」については、「審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている」ことのみではなく、さらに、「課題抽出」が「総合的な視点から行われている」場合に、「極めて良好」と評価する。

さらに、評価項目「及び」については、「方針・手続・体制」及び「品質管理の取組」の改善が「十分に行われている」だけでなく、さらに、「優れている」場合に、「極めて良好」と評価する。

本小委員会による審議を前にして、特許・意匠・商標別に、11個の評価項目のそれぞれについて、審査品質管理に関する実績・現況等をまとめた資料(平成28年度第1回資料2~4、第2回資料2~4)が、特許庁から委員に提示された。実績・現況等のうち、資料では不明な点については、委員会当日に設けられた特許庁に対する質疑を通じて明らかにできるようにされている。また、各委員からの要請に基づいて、特許庁の審査や品質管理の現場を視察することも可能とされている。

各委員は、上記資料の記載等に基づいて、評価基準に従って各評価項目を4段階で評価し、上記質疑の結果や各委員の評価結果に基づいて、委員会としての評価をまとめるべく委員会にて審議した。

評価の取りまとめにあたっては、各委員から示された評価の中央値を以て委

員会としての評価とすることとし、委員会の評価と異なる評価をした委員がいる場合には、その旨を評価基準との関係において併記することとした。

以下に、本小委員会による評価結果をまとめる。

## 1. 特許

評価項目 （「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）  
「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、品質マニュアルの改訂の理由がどのような活動に基づくものかが不明確であり、また、品質マニュアルに品質保証体系図や文書体系図が明示されていないため、品質保証のための手続きを規定している文書との関連が曖昧であること、また、庁外への発信が重視される文書については、よりシンプルでわかりやすい記載が望まれるとして、「良好」との評価もあった。

評価項目 （審査及び品質管理のための手続の明確性）

特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「特許・実用新案審査基準」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、プロセスを規定する文書の改訂の理由や、各プロセスにおける結果等と手続きの関係が明確でないので、現在の手続の明確性が審査の質を保証する上で十分なものであるかどうか、どこに改善すべき点があるのかの判断が困難であるため、「良好」との評価もあった。また、特許審査においてなすべき事項や手順等が「特許・実用新案審査基準」に定めているところ、その定められている手順等を審査官に周知徹底すべきとのことから、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目 （品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知するとともに、職員向けの研修を定期的の実施した。また、職員の審査に必要な知識への理解度を確認した。また、審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を全審査官が行うこととし、品質管理に関する理解状況を確認すると共に、理解の促進を図った。これらのことから「極めて良好」と評価される。

ただし、海外ユーザーへの周知・公表に不足を感じるため、「良好」との意見もあった。また、ユーザーに対する情報発信強化が望まれるため、「概ね達成」との評価もあった。

#### 評価項目（審査実施体制）

審査体制の強化・審査の効率化の取組により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査体制、人員配置を確立しているが、世界最高水準の組織体制、人員配置とまでは言えないことから、「良好」と評価される。

しかし、PCT 出願の増加等による審査処理の負担が増大していることから、「概ね達成」との評価もあった。

#### 評価項目（品質管理体制）

品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担する等、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立していることから、「良好」と評価される。

#### 評価項目（品質向上のための取組）

品質向上のために必要とされる取組（決裁、決裁前の起案チェック、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話対応、外国特許文献サーチ等の拡充、品質関連情報の収集・提供、研修、登録調査機関による先行技術調査の評価と指導、検索インデックスの付与及び整備）を昨年度から継続して計画通り実施するとともに、更なる品質の向上に資する取組として、物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合の判断等、改訂審査基準等の適用に特に注意を要する案件の協議や、サーチに重点に置いた協議の充実化を行った。また、審査ハンドブックにおいて、物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合の判断に関する改訂や、研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでいる IoT（Internet of Things）関連技術の事例を追加し、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

#### 評価項目（品質検証のための取組）

品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判

断の妥当性の検証、部分監査による通知書の形式的な事項の検証が計画件数通りに実施され、それぞれの取組の目的が達成された。また、監査結果の審査部の管理職への提供方法の改良や、異議申立て案件の審理結果のフィードバックが実施されたことから、「良好」と評価される。

ただし、サンプルチェック、ユーザー評価調査など品質検証に向け必要となる取り組みが計画・実行され、当該取り組みの目的を達成した上で、さらなる品質の向上に資する効果が得られていることから、「極めて良好」との評価もあった。

#### 評価項目（審査の質の分析・課題抽出）

決裁や監査などの特許庁内部の評価に基づく分析や、ユーザー評価調査などの特許庁外部の評価に基づく分析による、課題抽出が十分に実施され、課題の絞り込みも行われていることから、「良好」と評価される。

ただし、分析方法に関する改善及び総合的な視点からの課題の絞り込みも実施行われ、審査プロセスに関する今後取り組むべき課題が具体的に絞り込まれているため、「極めて良好」との評価もあった。

#### 評価項目（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目～）の改善状況）

平成 28 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が遅滞なく改訂され、品質管理の基本に関して職員への周知をより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

#### 評価項目（品質管理の取組（評価項目～）の改善状況）

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応して、サーチの効率化や判断の均質化等、品質管理の取組の改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、品質管理の取組の改善が積極的行われ、かつ、各所に工夫が認められるため、「極めて良好」との評価もあった。また、審査品質向上のための努力がなされているが、よりユーザー目線からの改善が期待されるため、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目 （審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信を国内外の機関・団体との協力関係が構築されており、今後は、新興国との協力関係、海外ユーザーへの展開の強化への期待や、協働で審査の質向上の取組を行うことの期待されることから、「良好」と評価された。

ただし、審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築したことから、「極めて良好」との評価もあった。他方、ユーザーに対する情報発信の強化が望まれるため、「概ね達成」との評価もあった。

## 2. 意匠

評価項目（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、品質マニュアルの改訂の理由がどのような活動に基づくものかが不明確であり、また、品質マニュアルに品質保証体系図や文書体系図が明示されていないため、品質保証のための手続きを規定している文書との関連が曖昧であること、また、庁外への発信が重視される文書については、よりシンプルでわかりやすい記載が望まれるとして、「良好」との評価もあった。

評価項目（審査及び品質管理のための手順の明確性）

意匠審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「意匠審査基準」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、プロセスを規定する文書の改訂の理由や、各プロセスにおける結果等と手続きの関係が明確でないので、現在の手続の明確性が審査の質を保证する上で十分なものであるかどうか、どこに改善すべき点があるのかの判断が困難であるため、「良好」との評価もあった。

評価項目（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」は、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対しては従来からの手段に加え、庁内イントラネットの品質管理関係情報掲載ページを通じて周知するとともに、職員向けの研修を定期的実施した。また、当該研修だけでなく、昨年度に引き続き全意匠審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修を行い、各研修後には講義内容の理解度の確認を行ったことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、ユーザーに対する情報発信強化が望まれるため、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

#### 評価項目（審査実施体制）

現組織の体制・人員配置において、審査処理については、一次審査件数はここ数年、出願件数とほぼ同数で推移しており、また、2015 年における出願から一次審査通知までの期間は平均 6.1 か月を実現し、上半期も同水準で推移している。しかし、審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいえないとして、「概ね達成」と評価される。

ただし、限られた人員でスケジュール通りに実体審査を行っているとの理由から、「良好」との評価もあった。

#### 評価項目（品質管理体制）

品質管理の企画・立案を行う意匠課に企画調整官（1 名）を設け、その者が事務局長として品質監査の分析・評価を行っている。限られた組織体制の中、品質管理の取組を行っているなど、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制を整えたことから、「良好」と評価される。

#### 評価項目（品質向上のための取組）

品質向上のために必要とされる取組（国内出願に対する案件協議及びそのフィードバック、国際意匠登録出願に対する全件案件協議等）を、昨年度から継続して計画どおりに実施されると共に、更なる品質の向上に資する取組として、「意匠審査基準」及び「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」等の改訂を行い、また、国際意匠登録出願の起案文書については、形式的瑕疵のダブルチェックを全案件に対して確認したことから、「良好」と評価される。

#### 評価項目（品質検証のための取組）

品質検証のために必要とされる、品質監査による判断・起案の妥当性の検証が計画どおりに実施されている。また、決裁後発送待ち案件に対し、品質監査を実施できる体制に移行するためのシステム構築も行われた。さらに、国際意匠登録出願の品質監査については、検証項目を見極めるため、全案件を引き続き協議対象とした。そして、ユーザー評価調査については、調査項目の追加や調査対象の拡大が行われ、昨年度よりも回収率も高められたことから、「良

好」と評価される。

ただし、検証の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目（審査の質の分析・課題抽出）

審査の質について特許庁の内部・外部での分析が行われ課題抽出が十分になっていることが認められることから「良好」と評価される。

ただし、分析に対する課題・経緯が分かりにくいとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目～）の改善状況）

平成 28 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」を改訂し、全意匠審査官向けの講義を実施するなどして、昨年度に引き続き品質管理の基本に関して職員への周知も十分に行った。また、品質管理の企画・立案を専任として行う者が事務局長として品質監査の分析・評価を行うなど、方針・手続・体制に対する改善も十分行ったことから、「良好」と評価される。

評価項目（品質管理の取組（評価項目～）の改善状況）

昨年度抽出した課題に対応して、品質管理の取組の改善を行った。特にユーザー評価調査の実施体制の見直しや品質検証のためのシステム構築、国際意匠登録出願の起案文書に対するダブルチェックの実施などの改善を図ったことから、「良好」と評価される。

評価項目（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信を国内ユーザーに対して行い、かつ、定期的に意見交換会を実施するなど、継続的な協力関係を構築した。また、情報発信は、意匠 5 庁会合・日中韓意匠専門家会合といった国際会合や、審査官の派遣又は受入を通じて外国庁に対しても継続的に行い、新興国を含み、各国との協力関係を構築したことから、「良好」と評価される。

ただし、ユーザーに対する情報発信の更なる強化の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

### 3. 商標

評価項目 （「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、品質マニュアルの改訂の理由がどのような活動に基づくものかが不明確であり、また、品質マニュアルに品質保証体系図や文書体系図が明示されていないため、品質保証のための手続きを規定している文書との関連が曖昧であること、また、庁外への発信が重視される文書については、よりシンプルでわかりやすい記載が望まれるとして、「良好」との評価もあった。

評価項目 （審査及び品質管理のための手続の明確性）

商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「商標審査便覧」や「商標審査の進め方」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、プロセスを規定する文書の改訂の理由や、各プロセスにおける結果等と手続の関係が明確でないので、現在の手続の明確性が審査の質を保证する上で十分なものであるかどうか、どこに改善すべき点があるのかの判断が困難であるため、「良好」との評価もあった。

評価項目 （品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されているとともに、職員向けの研修が定期的の実施され、また、当該研修だけでなく、新たに全商標審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する講義が行われ、各講義後には講義内容の理解度の確認が行われていたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、海外ユーザーへは、より周知が必要との理由から、「良好」との意見もあった。また、ユーザーに対する情報発信強化が望まれるため、「概ね達成」との評価もあった。

#### 評価項目（審査実施体制）

新しいタイプの商標に関する専任の審査チームが編成される等、審査体制の強化が図られ、求められる件数の審査を行いつつ、高品質で効率的な審査が実現されているものの、限られた審査官数で審査や品質向上のための取組が行われており、国際的に遜色がない審査体制・人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね達成」と評価される。

他方、求められる件数の審査を効率的に実施するなど、適正、迅速な審査がされるための体制が整えられていること、海外に比して早期に審査結果を出していること、また、早期審査制度の対象案件の拡大を行い、早期権利付与を希望する出願人への対応を早期に実現したこと等から、「良好」との評価もあった。

#### 評価項目（品質管理体制）

新たに品質関連施策の企画・立案を一元的に行う部署として、商標課品質管理班が設置され、品質管理の組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの役割の明確な分離が行われたことにより、より効率的・効果的に品質管理を行うことができる組織体制・人員配置を確立したとして、「良好」と評価される。

#### 評価項目（品質向上のための取組）

審査における調査の効率化を図る観点から、各審査官が作成している協議メモが収集・蓄積され、情報共有が図られ、また、決裁の効率性の向上を目的に、決裁時に審査官に差し戻した案件に関する情報を蓄積する仕組みが整備されるなど、審査の質の向上のための取組が計画どおりに実施されたとともに、それぞれの取組の目的が達成されたとして、「良好」と評価される。

#### 評価項目（品質検証のための取組）

品質監査において、通年における実施に運用が変更され、結果の透明性、信頼性が高められ、また、ユーザー評価調査においては、調査手法の見直しが行われたことにより、アンケートの回収率を大幅に増加させる等、審査の質の検証のための取組が計画どおりに実施された。さらに、審査と審判で判断が異なった案件の分析結果の情報共有が行われるなど、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

他方、審査結果が検証され、その結果を実務に反映させる体制が整っていること、また、品質検証の取組の目的を達成した上で、さらなる品質の向上に資する効果が得られているとして、「極めて良好」の評価もあった。

評価項目（審査の質の分析・課題抽出）

・評価項目 審査の質の分析・課題抽出

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題抽出が行われたことから、「良好」と評価される。

他方、分析方法に関する改善及び総合的な視点からの課題の絞り込みも実施行われ、審査プロセスに関する今後取り組むべき課題が具体的に絞り込まれているため、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目 ～ ）の改善状況）

平成 28 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が遅滞なく改訂され、品質管理の基本に関して職員への周知をより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

評価項目（品質管理の取組（評価項目 ～ ）の改善状況）

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した品質管理の取組の改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

評価項目（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築したことから、「良好」と評価される。

ただし、ユーザーに対する情報発信の強化が望まれるため、「概ね達成」との評価もあった。

## ・品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項についても審議した。

以下に、本委員会による改善提言としてまとめる。

### 1．特許

#### (1) 評価項目 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表等の作成

#### (2) 評価項目 、 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- ・審査の品質向上及び効率化を支援するための体制・基盤整備の継続
- ・他国特許庁の審査でも活用される審査結果を、適時適切に提供する世界最高品質の審査の実現に向けた取組の継続
- ・審査の質の改善・保証への、業務に従事する全職員の参画

#### (3) 評価項目 品質向上のための取組に関するもの

- ・新分類を含むサーチ知識の共有やサーチ環境の整備等による外国特許文献、非特許文献を含む先行技術文献調査の充実
- ・決裁・協議等における、審査、特にサーチの適切性を保証・検証する取組の推進

#### (4) 評価項目 品質検証のための取組に関するもの

- ・ユーザーニーズを的確に把握するためのユーザー評価調査における調査対象の拡充

#### (5) 評価項目 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること

- ( 6 ) 評価項目 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの
- ・我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、国内外ユーザーや新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信し、それについての意見を聴く機会を設けること等を通じて、日本国特許庁の特許審査の質等への信頼感を高めること

## 2. 意匠

- ( 1 ) 評価項目 文書の作成状況に関するもの
- ・各種文書（品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査便覧、ガイドラインなど）の存在、役割、全体の中の位置付け、及び相互関係を、例えば一覧表などでの明示
- ( 2 ) 評価項目 手続の明確性に関するもの
- ・サーチ範囲に関し、権利者のみならず第三者を含むユーザーとの情報共有の観点から、公報への記載
- ( 3 ) 評価項目 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの
- ・国内外ユーザーへの情報発信の強化発信
- ( 4 ) 評価項目 、 審査実施体制・品質管理体制に関するもの
- ・効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために必要な審査官数の確保
  - ・審査の品質向上及び効率化を支援するための体制・基盤整備の継続
  - ・審査の質の改善・保証への、業務に従事する全職員の参画
- ( 5 ) 評価項目 品質向上のための取組に関するもの
- ・審査の質の向上及び担保のための、審査官間における情報共有の強化
  - ・出張面接審査等を通じた出願人とのコミュニケーションの充実
- ( 6 ) 評価項目 品質検証のための取組に関するもの
- ・国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実
  - ・品質監査システム稼働による、監査業務効率化に向けた運用の検討
  - ・ユーザーニーズを的確に把握するためのユーザー評価調査の充実

( 7 ) 評価項目 審査の質の分析・課題抽出に関するもの  
・品質管理の取組と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善を図ること

( 8 ) 評価項目 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの  
・我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、国内外ユーザーや新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信することなどを通じて、日本国特許庁の意匠審査の質等への信頼感を高めること

### 3 . 商標

( 1 ) 評価項目 文書の作成状況に関するもの  
・各種文書(品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドラインなど)の存在、役割、全体の中の位置付け、及び相互関係を、例えば一覧表などでの明示

( 2 ) 評価項目 手続の明確性に関するもの  
・ユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直し  
・出願人・関係者の手続保障という観点から、より手続に関する便覧・マニュアルの充実

( 3 ) 評価項目 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの  
・国内外のユーザーに対する情報発信の強化

( 4 ) 評価項目 審査実施体制に関するもの  
・新しいタイプの商標審査の促進と適切な判断のための審査体制と品質管理体制の充実  
・重要案件の協議の促進と審判決や外部意見(マスコミを含む)の情報の共有化  
・より充実した審査体制の確保には人員配置の増強が望まれる  
・審査官数の確保  
・商標審査基準に基づく審査の着実な実施  
・審査官数の確保及びその育成の充実  
・新しい商標対応等も含めた出願増に対応すべく、人員確保の検討。審査官体制の変更により質が悪化しないよう、バランスを考慮した体制の維持・向上  
・商品・役務の特殊な表示に対する審査強化及び審査官の人的強化

( 5 ) 評価項目 品質管理体制に関するもの

- ・新しいタイプの商標審査の促進と適切な判断のための審査体制と品質管理体制の充実
- ・重要案件の協議の促進と審判決や外部意見( マスコミを含む )の情報の共有化
- ・品質管理の実施体制の充実は重要である一方で、新しいタイプの商標については、ユーザーや需要者や取引等の新たな変化に的確に対応することが阻害されないよう、審査等において常に留意することが肝要
- ・審査の品質向上及び効率化を支援するシステム開発の継続
- ・質の改善・保証のためには、業務に従事する全員の参画が不可欠。このような視点からの評価・見直しを行い、全員参加をどのようにして実現するかを検討
- ・審査官間の判断の均質性に対する改善
- ・ユーザー評価調査の充実( 調査票数の増加 ) 及び調査対象の拡大( 中小企業、外国企業など )

( 6 ) 評価項目 品質検証のための取組に関するもの

- ・審査の品質向上及び効率化を支援するシステム開発の継続
- ・品質監査システム稼働による監査業務効率化に向けた運用の検討
- ・ユーザー評価調査の充実( 調査票数の増加 ) 及び調査対象の拡大( 中小企業、外国企業など )

( 7 ) 評価項目 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・「結果」と「取り組み」を区別して議論ができるようになったのは大きな進歩。それぞれについての「計画」と「実績」を明確にした評価・見直しができるようになればさらにもう一段レベルがあがる
- ・ユーザー評価調査の充実( 調査票数の増加 ) 及び調査対象の拡大( 中小企業、外国企業など )

( 8 ) 評価項目 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・国内外のユーザーに対する情報発信の強化

## ・ むすび

本年度の品質管理の実施体制、実施状況についての検証・評価を通じて、本小委員会が昨年度に行った評価及び改善提言が、特許庁内部の取組に反映されることが確認された。

また、新たな審査基準等に基づく審査を着実に実施するための審査官協議が充実したことで、その新たな審査基準等に基づく審査も着実に行われた。さらに、我が国の審査の質が、引き続き、国際的に見ても高いレベルにあることや、海外特許庁との間で信頼関係の醸成に向けた取組が推進されていることが確認されるとともに、産業財産権制度ユーザーとのコミュニケーションの機会が拡充されていることも確認できた。

本小委員会は、本報告書でまとめた品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁内部の取組に反映されることを通じて、特許庁における品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、審査の質の向上に向けた改善が継続されることを期待する。

併せて、我が国の質の高い審査結果が海外にも積極的に発信されるとともに、品質管理の観点から海外特許庁との交流が継続されることを通じて、産業財産権制度ユーザーのグローバルな活動に寄与することも期待する。

## 参考資料

( 参考 1 ) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

| 評価項目                              | 評価の目的及び観点                     | 評価資料の例                                                                                                                                                                            | 評価方法・評価基準の例                              |                                                                                                                     |                                                                              |                                               |                                       |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------|
|                                   |                               |                                                                                                                                                                                   | 極めて良好                                    | 良好                                                                                                                  | 概ね達成                                                                         | 改善を要す                                         |                                       |
| . 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか |                               |                                                                                                                                                                                   |                                          |                                                                                                                     |                                                                              |                                               |                                       |
| (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか  |                               |                                                                                                                                                                                   |                                          |                                                                                                                     |                                                                              |                                               |                                       |
|                                   | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況  | 審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。                                      | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示 | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。                                                      | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。                                | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。                  | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。 |
|                                   | 審査及び品質管理のための手続の明確性            | 審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何をを行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。                                                                                                   | 審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示                 | 審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。                                                                                         | 審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。                                                     | 審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。                    | 審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。             |
|                                   | 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知 | ・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。<br>・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。 | 公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示              | 品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、かつその内容が職員に理解されている。 | 品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。 | 品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。 | 品質管理に関する方針・手続が公表又は職員に周知されていない。        |

| 評価項目                              | 評価の目的及び観点 | 評価資料の例                                                                      | 評価方法・評価基準の例            |                                                           |                                                                 |                                                                   |                                                                   |
|-----------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|                                   |           |                                                                             | 極めて良好                  | 良好                                                        | 概ね達成                                                            | 改善を要す                                                             |                                                                   |
| . 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか |           |                                                                             |                        |                                                           |                                                                 |                                                                   |                                                                   |
| (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか     |           |                                                                             |                        |                                                           |                                                                 |                                                                   |                                                                   |
|                                   | 審査実施体制    | 審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。 | 審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示 | 求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。            | 求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。                | 求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。                | 国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。                                    |
|                                   | 品質管理体制    | 品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。        | 品質管理体制、他国との比較等の提示      | 世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。 | 国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。 | 国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。 | 国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。 |

| 評価項目                                  | 評価の目的及び観点    | 評価資料の例                                                                                        | 評価方法・評価基準の例                                                           |                                                                                |                                                         |                                        |                                                    |
|---------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------|
|                                       |              |                                                                                               | 極めて良好                                                                 | 良好                                                                             | 概ね達成                                                    | 改善を要す                                  |                                                    |
| . 方針・手続に従った品質管理が実施されているか(1)品質向上のための取組 |              |                                                                                               |                                                                       |                                                                                |                                                         |                                        |                                                    |
| (1)品質管理が適切に実施されているか                   |              |                                                                                               |                                                                       |                                                                                |                                                         |                                        |                                                    |
|                                       | 品質向上のための取組   | 審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。 | 品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示                        | 品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。  | 品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。 | 品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。 | 品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。 |
|                                       | 品質検証のための取組   | 審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。 | 品質監査(サンプルチェック)、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示 | 品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。 | 品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。 | 品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。 | 品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。 |
|                                       | 審査の質の分析・課題抽出 | 審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。                 | サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示                 | 審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。                                            | 審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。                                 | 審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。                 | 審査の質の分析と課題抽出が行われていない。                              |

| 評価項目                        | 評価の目的及び観点                            | 評価資料の例                                                                             | 評価方法・評価基準の例                                              |                                                               |                                                       |                               |                               |
|-----------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                             |                                      |                                                                                    | 極めて良好                                                    | 良好                                                            | 概ね達成                                                  | 改善を要す                         |                               |
| . 方針・手続に従った品質管理が実施されているか    |                                      |                                                                                    |                                                          |                                                               |                                                       |                               |                               |
| (2)継続的改善が適切に実施されているか        |                                      |                                                                                    |                                                          |                                                               |                                                       |                               |                               |
|                             | 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目 ～ )の改善状況 | 評価項目 ～ について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。                                | 品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示                           | 方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。                               | 方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。                             | 方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。      | 方針・手続・体制に対する改善が行われていない。       |
|                             | 品質管理の取組(評価項目 ～ )の改善状況                | 評価項目 ～ について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。                                | 審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示                     | 品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。                                   | 品質管理の取組の改善が十分に行われている。                                 | 品質管理の取組の改善が概ね行われている。          | 品質管理の取組の改善が行われていない。           |
| . 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか |                                      |                                                                                    |                                                          |                                                               |                                                       |                               |                               |
|                             | 審査の質向上に関する取組の情報発信                    | 審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。 | 審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPH の利用状況等の提示 | 審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。 | 審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。 | 審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。 | 審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。 |

